

平成 28 年（2016 年）2 月 8 日
 総務部情報公開・法務課法務係
 （課長）福田雄一 （担当）北島隆英
 電 話：026-235-7057（直通）
 026-232-0111（代表）内線 2287
 F A X：026-235-7370
 E-mail：kokai@pref.nagano.lg.jp

平成 28 年 2 月 県議会定例会提出予定条例案の概要

新設条例案 4 件、一部改正条例案 22 件を提出予定です。

○ 新設条例案	(番号 1～4)	P 1
○ 一部改正条例案		
・ 給与等関係	(番号 5～9)	P 3
・ 手数料関係	(番号 10・11)	P 4
・ その他	(番号 12～26)	P 5
(参考)		
長野県手話言語条例案 (番号 4) の概要		P10
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案 (番号 10) の概要		P12

新設条例案

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p>再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例案</p> <p>地方公務員法の一部改正に伴い、県を離職した後に再就職した者による依頼等の規制並びに再就職の状況の届出及び公表について定めます。</p> <p style="text-align: right;">（平成 28 年 4 月 1 日から施行）</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p>長野県行政不服審査会条例案</p> <p>行政不服審査法の改正に伴い、長野県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（平成 28 年 4 月 1 日から施行）</p> <p>情報公開・法務課 026-235-7370 (FAX) Email: kokai@pref.nagano.lg.jp</p>

<p>3</p>	<p>長野県国民健康保険財政安定化基金条例案</p> <p>国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険制度の財政の安定化を図るため、財政安定化基金を設置し、その運営に関し必要な事項を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <hr/> <p>健康福祉政策課 026-235-7485 (FAX) Email: kokuho@pref.nagano.lg.jp</p>
<p>4</p>	<p>長野県手話言語条例案（詳細は、別紙1（P10）のとおり）</p> <p>手話の普及等に関し必要な事項を定め、手話及びろう者に対する理解を促進することにより、ろう者とろう者以外の者が共に生きる社会を実現するため、次のとおり条例を制定します。</p> <p>(1) 基本理念並びに県の責務並びに県民、ろう者、手話通訳者、ろう者が通う学校の設置者及び事業者の役割を定めます。</p> <p>(2) 市町村と連携協力し、手話の普及等を推進します。</p> <p>(3) 長野県障害者計画において、長野県障がい者施策推進協議会の意見を聴き、手話の普及等に関する必要な施策について定め、総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>(4) 基本的施策を次のように定めます。</p> <p>ア 県民の手話を学ぶ機会を確保します。</p> <p>イ 学校教育において、手話に対する理解を深めます。</p> <p>ウ 手話通訳者等の養成、派遣等により、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境を整備するとともに、手話を使いやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対し、必要な支援を行います。</p> <p>エ 災害情報及び行政情報を手話により発信します。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <hr/> <p>障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) Email: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p>

一部改正条例案（給与等関係）

番号	条 例 案 の 概 要
5	<p>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表及び勤勉手当について改定を行うほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>ア 給料表 平均 0.84%引き上げます。</p> <p>イ 勤勉手当 年間支給月数を 1.60 月（現行 1.50 月）に改定します。</p> <p>(2) 特別職の職員の給与に関する条例 期末手当の年間支給月数を 3.15 月（現行 3.10 月）に改定します。</p> <p>（公布の日から施行し、(1)のアは平成 27 年 4 月 1 日から、(1)のイ及び(2)は平成 27 年 12 月 1 日から適用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
6	<p>長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表を改定（平均 0.84%引上げ）するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: center;">（公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>教育政策課 026-235-7487 (FAX) Email: kyoiku@pref.nagano.lg.jp 義務教育課 026-235-7494 (FAX) Email: gimukyo@pref.nagano.lg.jp 高校教育課 026-235-7488 (FAX) Email: koko@pref.nagano.lg.jp 特別支援教育課 026-235-7459 (FAX) Email: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
7	<p>長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表を改定（平均 0.84%引上げ）するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: center;">（公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警務課 026-233-1367 (FAX) Email: police-keimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

8	<p>特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>(1) 大北森林組合の補助金不適正受給問題に関し、県政の責任者である知事としての責任を明らかにするため、知事の給料を3か月間、10%減額します。</p> <p>(2) 長野県白馬高等学校に学校運営協議会を設置することに伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日((2)は、平成28年4月1日)から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp 高校教育課 026-235-7488 (FAX) Email: koko@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
9	<p>人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく公表事項に職員の退職管理の状況を加えるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成28年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

一部改正条例案（手数料関係）

番号	条 例 案 の 概 要
10	<p>長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案（詳細は、別紙2（P12）のとおり）</p> <p>諸経費の増大に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p>（平成28年4月1日（別紙2の(1)の①のア、イ及びウは、平成28年12月1日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>情報公開・法務課 026-235-7370 (FAX) Email: kokai@pref.nagano.lg.jp 地域福祉課 026-235-7172 (FAX) Email: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp 食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) Email: shokusei@pref.nagano.lg.jp 国際観光推進室 026-235-7257 (FAX) Email: go-nagano@pref.nagano.lg.jp 農業技術課 026-235-8392 (FAX) Email: nogi@pref.nagano.lg.jp 建築住宅課 026-235-7479 (FAX) Email: kenchiku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

11	長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案		
	諸経費の増大に伴い、次のとおり手数料の額を改定します。		
	区 分	改定額 (円)	現行額 (円)
	試 験 (2 項目)	830~2,100	820~2,000
	検 査 (9 項目)	190~2,100	180~2,000
	施 術 (8 項目)	210~9,400	200~9,300
	(平成 28 年 4 月 1 日から施行)		
	園芸畜産課 026-235-7481 (FAX) Email: enchiku@pref.nagano.lg.jp		

一部改正条例案 (その他)

番号	条 例 案 の 概 要
12	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>(1) 農地法の一部改正に伴い、市町村に移譲する農地転用許可等の事務の対象を4ヘクタール(現行2ヘクタール)以下に拡大するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(2) 松本市からの要望により都市再開発法に基づく市街地再開発事業の認可等の事務の権限を移譲します。</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) Email: shichoson@pref.nagano.lg.jp</p>
13	<p>長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>刑法の一部改正により、刑の一部の執行猶予を可能とする制度が導入されることに伴い、退職年金等の受給者が刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた場合に、執行中は支給を停止し、執行猶予中は支給を行うよう所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>職員課 026-235-7478 (FAX) Email: shokuin@pref.nagano.lg.jp</p>

14	<p>非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>地方公務員災害補償法施行令の一部改正に合わせ、非常勤職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償と他の法令に基づく年金たる給付との併給調整に関する規定について、所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用)</p> <p>職員課 026-235-7478 (FAX) Email: shokuin@pref.nagano.lg.jp</p>
15	<p>長野県県税条例の一部を改正する条例案</p> <p>地方税法の一部改正に伴い、徴収猶予及び職権による換価の猶予について分割納付の規定を設けるとともに、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を新設するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(平成 28 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p>
16	<p>創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>県内で創業等を行い、又は障がい者等を雇用する法人等を応援するため、事業税の軽減措置の適用期限を平成 30 年度（現行平成 27 年度）まで 3 年間延長するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp 県民協働課 026-235-7258 (FAX) Email: kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp こども・家庭課 026-235-7390 (FAX) Email: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp 産業立地・経営支援課 026-235-7496 (FAX) Email: keieishien@pref.nagano.lg.jp 労働雇用課 026-235-7327 (FAX) Email: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp</p>

17	<p>職務に専念する義務の特例に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>行政不服審査法の改正に伴い、次に掲げる条例について用語の整理を行うほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 職務に専念する義務の特例に関する条例 (2) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (3) 長野県職員退職手当条例 (4) 長野県個人情報保護条例 (5) 長野県情報公開条例</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>情報公開・法務課 026-235-7370 (FAX) Email: kokai@pref.nagano.lg.jp</p>
18	<p>長野県消費生活条例の一部を改正する条例案</p> <p>消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの設置、消費生活相談員の配置等に関する事項を追加します。</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>くらし安全・消費生活課 026-223-6771 (FAX) Email: kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp</p>
19	<p>資金積立基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>(1) 将来の県を担う児童等を支援する施策の推進を図るため、長野県こどもの未来支援基金を新設します。</p> <p>(2) 次に掲げる基金を財源とした事業の終了に伴い、これらの基金を廃止します。</p> <p>ア 長野県高校生修学支援基金 イ 長野県介護職員処遇改善等臨時特例基金 ウ 長野県介護基盤緊急整備等臨時特例基金 エ 長野県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 4 月 1 日 ((2) は、公布の日) から施行)</p> <p>こども・家庭課 026-235-7390 (FAX) Email: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp 私学・高等教育課 026-235-7499 (FAX) Email: shigaku-koto@pref.nagano.lg.jp 介護支援課 026-235-7394 (FAX) Email: kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp 障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) Email: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p>

20	<p>長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>後期高齢者医療の財政の安定化に資するために設置している基金への拠出率について、10万分の41（現行10万分の44）に改定します。</p> <p style="text-align: right;">（平成28年4月1日から施行）</p> <p>健康福祉政策課 026-235-7485（FAX） Email: kokuho@pref.nagano.lg.jp</p>
21	<p>介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>介護保険法の一部改正により、県が指定・監督する療養通所介護が、市町村が指定・監督する地域密着型通所介護へと移行することに伴い、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の療養通所介護に係る規定を削除するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（平成28年4月1日から施行）</p> <p>介護支援課 026-235-7394（FAX） Email: kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp</p>
22	<p>長野県流域下水道条例の一部を改正する条例案</p> <p>長野県諏訪湖流域下水道に立科町公共下水道が接続することに伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（平成28年4月1日から施行）</p> <p>生活排水課 026-235-7399（FAX） Email: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp</p>
23	<p>勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例案</p> <p>長野県中野勤労者福祉センターの廃止に伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（平成28年10月1日から施行）</p> <p>労働雇用課 026-235-7327（FAX） Email: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp</p>
24	<p>長野県建築基準条例の一部を改正する条例案</p> <p>建築基準法の一部改正に伴い、長野県建築審査会の委員の任期を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（平成28年4月1日から施行）</p> <p>建築住宅課 026-235-7479（FAX） Email: kenchiku@pref.nagano.lg.jp</p>

<p>25</p>	<p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案</p> <p>学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を行う「義務教育学校」の制度が創設されることに伴い、次に掲げる条例の学校に係る規定について所要の改正を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 技術専門校条例 (2) 工科短期大学校条例 (3) 長野県青年の家条例 (4) 長野県少年自然の家条例 (5) 長野県山岳総合センター条例 (6) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例 (7) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (8) 長野県学校職員定数条例 (9) 長野県いじめ防止対策推進条例 (10) 長野県暴力団排除条例 (11) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 <p style="text-align: right;">(平成 28 年 4 月 1 日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>義務教育課 026-235-7494 (FAX) Email: gimukyo@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>26</p>	<p>長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案</p> <p>警察法施行令の一部改正により、警察官の定数の基準となる定員が増加することから、当該定数を 3,472 人（現行 3,455 人）に改定します。</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 4 月 1 日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警務課 026-233-1367 (FAX) Email: police-keimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

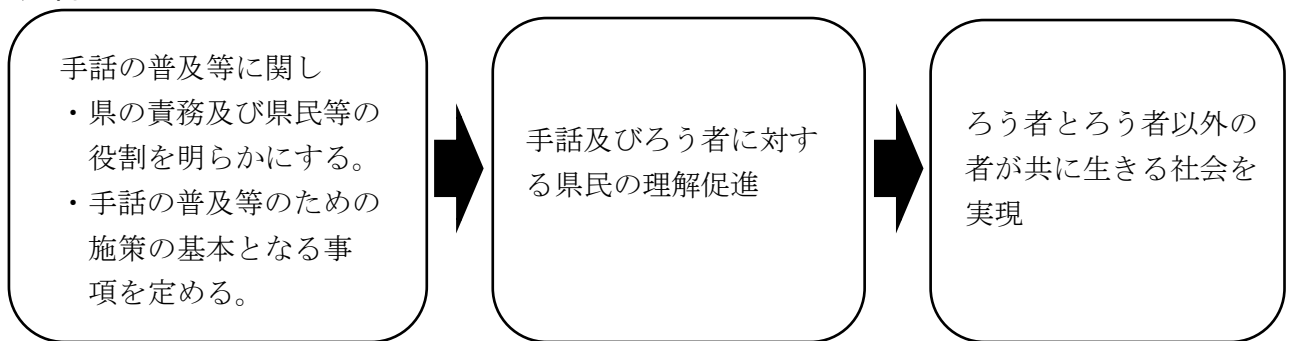
1 制定の背景及び意義

障害者の権利条約（H18年国連採択）及び障害者基本法（H23年改正）において、手話が言語として位置づけられたものの、手話の普及が進まず、「ろう者」が「ろう者」以外の者と手話を使って日常的にコミュニケーションできる環境が整っていないという指摘がある。

手話が言語であることを県民が理解し、手話がコミュニケーション手段として広く普及することにより、「ろう者」の社会参加を促進するとともに、障がいのある人もない人も互いを尊重し、共に生きる社会の実現を図るため、県として手話言語条例の制定により率先して取り組むものである。

2 条例の概要

(1) 目的



(2) 基本理念

- ・ 手話の普及等は、手話が独自の体系を持つ言語であり、ろう者が受け継いできた文化的遺産であることについての県民の理解の下に行う。
- ・ 手話の普及等は、手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行う。

(3) 責務と役割

区分	対象者	責務又は役割の内容
責務	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮 ・ 手話の普及等の推進
役割	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話に対する関心と理解 ・ 手話の普及等に関する施策への協力
	ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話の普及等に関する施策への協力 ・ 主体的かつ自主的な手話の普及
	手話通訳者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話の普及等に関する施策への協力 ・ 手話に関する技術の向上
	ろう者が通う学校の設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の手話技術向上のための措置 ・ 通学するろう者及び保護者に対する学習の機会の提供 等
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ろう者に対しサービスを提供するときなどの手話の使用に関する配慮

(4) 市町村との連携協力

手話の普及等に関する施策の実施に当たっては、市町村と連携し、市町村が行う手話の普及等に関する施策に協力する。

(5) 施策の策定及び推進

- ・長野県障害者計画において、手話の普及等に関する必要な施策について定め、総合的かつ計画的に推進する。
- ・施策を策定又は変更する時は、長野県障がい者施策推進協議会の意見を聴く。

(6) 県の施策

項 目	主な取組内容
手話を学ぶ機会の確保等	<ul style="list-style-type: none">・県民向け手話講座の開催・観光、スポーツ等において、ろう者も共に楽しめる環境を整備する取組を支援
学校における理解の増進	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒が基本的な手話に関する学習を行えるような資料の作成
手話通訳者等の養成等	<ul style="list-style-type: none">・手話通訳者等の養成・災害時に役立つ手話講座の開催
手話による情報発信	<ul style="list-style-type: none">・大規模災害発生時に、災害情報や避難情報を手話動画により発信・行政情報の手話動画配信
手話通訳者の派遣体制の整備等	<ul style="list-style-type: none">・手話通訳者の派遣及び設置体制の整備・ICTを活用した手話通訳
事業者への支援	<ul style="list-style-type: none">・手話学習会を開催する事業所へ補助・手話ガイドブックの配布

(7) 長野県障がい者施策推進協議会に部会を設置

長野県障がい者施策推進協議会に、手話の普及等に関する施策の進捗管理等を専門的に審議する部会を設置する。

(1) 改定分

法律名	対象事務		改定額	現行額	改定率 (%)	
①介護保険法	ア 介護支援専門員実務研修		46,000円	20,200円	127.7	
	イ 介護支援専門員再研修		32,000円	20,200円	58.4	
	ウ 介護支援専門員更新研修 (実務未経験者)		32,000円	20,200円	58.4	
	エ 介護支援専門員更新研修 (実務経験者)	1回目	40,000円	22,600円	77.0	
		1回目(専門研修課程Ⅰ修了)	14,000円	8,500円	64.7	
2回目以降		14,000円	8,500円	64.7		
②食品衛生法	営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業等(継続)	9,900円	9,800円	1.0	
		喫茶店営業等(新規)	9,900円	9,800円	1.0	
		喫茶店営業等(継続)	5,900円	5,800円	1.7	
		菓子製造業等(継続)	8,600円	8,500円	1.2	
		アイスクリーム類製造業	凍結器から直接販売(新規)	10,100円	10,000円	1.0
			その他(継続)	8,600円	8,500円	1.2
		乳処理業等(継続)	12,900円	12,800円	0.8	
		乳類販売業	ショーケース等で販売以外(新規)	9,900円	9,800円	1.0
			ショーケース等で販売以外(継続)	5,900円	5,800円	1.7
		食肉販売業	包装肉のみ販売以外(新規)	9,900円	9,800円	1.0
			包装肉のみ販売以外(継続)	5,900円	5,800円	1.7
		豆腐製造業	凍豆腐のみ製造(新規)	7,200円	7,100円	1.4
			その他(継続)	8,600円	8,500円	1.2

(2) 新設分

法律名	対象事務		手数料額
①行政不服審査法	審査請求に係る提出書類の写し等の交付	白黒	10円
		カラー	20円
②通訳案内士法	地域限定特例通訳案内士の登録の申請に対する審査		5,400円
	地域限定特例通訳案内士の登録証の訂正又は再交付		4,200円
③農産物検査法	登録検査機関の登録の申請に対する審査		150,000円
	登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査		10,100円
	登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	農産物の種類の増加	30,000円
		登録の区分の増加	150,000円
④長期優良住宅の普及の促進に関する法律	既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査		3,000円～66,000円
	既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		3,000円～23,000円
⑤建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査		5,000円～962,000円
	エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査		3,000円～481,000円
	エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査		5,000円～962,000円